島根県立島根県民会館管理規程

制定　昭和46年 7月13日
改正　昭和49年 5月 1日
〃　昭和52年 8月17日
〃　昭和56年 5月29日
〃　平成 5年 4月 1日
〃　平成13年 4月 1日
〃　平成14年 4月 1日
(全改　平成17年 4月 1日)
改正　平成22年 7月 1日

財団法人島根県文化振興財団（以下「財団」という。）が、島根県立島根県民会館（以下「会館」という。）の指定管理者として指定期間における会館の管理運営について、島根県立島根県民会館条例（以下「条例」という。）及び島根県立島根県民会館条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、会館の利用に関する取扱い（以下「管理規程」という。）を定め、その適切な管理運営に資するものである。

（開館時間　条例第10条）

第１条　会館の開館時間は、午前９時から午後10時までとする。ただし、財団法人島根県文化振興財団理事長（以下「理事長」という。）が必要と認め、知事の承認を得たときは、開館時間を延長することができる。

（休館日　条例第11条）

第２条　会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、理事長が必要と認め、知事の承認を得たときは、これを変更することができる。

（１）毎月第２月曜日及び第４月曜日

（２）12月29日から翌年の１月３日まで

（利用の許可　条例第12条）

第３条　会館の施設を利用する者は、理事長に利用申込書（様式第１号又は様式第３号）を提出し、利用許可書（様式第２号又は様式第４号）を受けなければならない。許可に関する事項を変更しようとするときには、利用変更申込書（様式第５号）を提出しなければならない。

２　利用申込みは、利用を開始しようとする日の属する１年前の月の１日から利用を開始しようとする日までに、利用申込書を提出しなければならない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

（１）次に掲げるものは、利用開始日の１年以上前であっても受付ける。

①中国地区以上の規模を要する催し物

②国、地方公共団体及び学校が主催する県規模の催し物

③公共団体又はこれに準ずるもの及び学校の連合体が定期的に行う催し物

④指定管理者が行う催し物

⑤その他、理事長が特に必要と認める催し物

（２）次に掲げるものは、利用開始日の属する月の６月前の月の１日から受付ける。

①大ホール、中ホールの本番を伴わないもの。

３　引き続き利用できる期間は次のとおりとし、理事長が必要と認める場合はこの限りではない。

（１）大ホール、中ホール、楽屋、リハーサル室は５日間

（２）展示ホール、多目的ホール、大会議室は10日間

（３）会議室、和室は７日間

４　利用期日、期間、施設、時間、目的、入場料金等に係る変更は同一利用に限り原則として１回のみ変更を認め、取扱いは以下とする。なお、起算日は利用を開始する前日とする。

施設名	変更による取扱いと利用日からの起算期間
大ホール 中ホール 楽　屋	不足が生じた場合は、追徴する。 過額が生じた場合は、６月前は差額の８割相当額を還付する。 １月前は差額の５割相当額を還付する。 １月以内は還付しない。
リハーサル室 展示ホール 多目的ホール 大会議室	不足が生じた場合は、追徴する。 過額が生じた場合は、２月前は差額の８割相当額を還付する。 １５日前は差額の５割相当額を還付する。 １５日以内は還付しない。
会議室 和　室 その他	不足が生じた場合は、追徴する。 過額が生じた場合は、７日前は差額の８割相当額を還付する。 ３日前は差額の５割相当額を還付する。 ３日以内は還付しない。

５　理事長が利用許可をしないことができる基準は、条例第12条第２項の規定により、また許可の取消し等をすることができる基準は、条例第13条の規定によるものとする。

６　利用申込に係る処理の取扱いについては、原則として次のとおりとする。後納扱いはこの限りではない。

利用申込書の処理	利用料金の支払い
利用開始の日の前日から起算して６月以前に提出された場合は、提出日から２月以内	指定する期日
利用開始の日の前日から起算して２月以前６月以内に提出された場合は、提出日から２０日以内	指定する期日
利用開始の日の前日から起算して２月以内に提出された場合は、提出日から１０日以内	指定する期日

（利用料金　条例第14条）

第４条　利用料金は、別表１とする。

２　利用料金は、利用を許可するときに徴収する。ただし、理事長が認める次の場合は利用後に徴収することができる。

（１）国又は地方公共団体

（２）公共的団体で理事長が認めるもの

（３）教養講座として認めるもの

（４）利用料が30万円以上になるもので、理事長が認めるもの

（５）文化団体やその他の団体で、理事長が特に認めるもの

（６）第１号から第３号の場合の利用料は、利用後14日以内に納入しなければならない。第４号及び第５号の場合の利用料は、指定期日までに納入しなければならない。

３　割引できる場合の利用料金は、次のとおりとする。ただし、設備器具料金は除く。

（１）利用の少ない期間に大ホール、中ホールを利用する場合で、利用日の60日前から10日前までの期間に予約し利用申込書を提出する場合の利用料は、該当する利用料金の８割相当額とする。

（２）大ホール、中ホールを本番を伴わない練習・リハーサルで利用する場合で、利用日の30日前から10日前までに予約し利用申込書を提出する場合の利用料は、該当する利用料金の５割

相当額とする。

（利用料金の減免　条例第15条）

第５条　条例第15条の規定により利用料の減免を受けようとするときは、利用料減免申込書（様式第６号）を、利用申込を行う際に提出しなければならない。

２　利用料金を減免する対象事項と減免率は、次のとおりとする。ただし、割引制度との重複適用はしない。

減免対象事項		減免率
1	教育委員会、児童福祉法第３９条第１項に定める保育所（以下「保育所」という。）又は学校教育法第１条に定める学校（以下「学校」という。）が主催して、保育所及び幼稚園の園児、小学校の児童及び中学校の生徒のために教育的、文化的な催し物を行うとき。	５割
2	教育委員会又は学校が主催して、児童、生徒及び学生のために教育的、文化的な催し物を行うとき。	２割
3	公共的団体が、慈善を目的として行う芸術文化公演事業。	３割
4	芸術文化鑑賞を目的とする団体が、年間４回以上行う芸術文化鑑賞事業。（鑑賞団体対象）	２割
5	芸術文化活動や文化振興を目的とする公共的団体（公益団体等）が行う芸術文化公演事業。（ＮＰＯ等の法人・団体を対象とする）	２割
6	島根県文化団体連合会及び島根県芸能文化協会またはそれらの加盟団体が行う芸術文化（公演・展示）事業。	２割
7	月２回以上定期的に利用する場合で、理事長が認めるもの。（教室を対象とする。）	２割
8	その他、理事長が特に認めるもの。	２割
〔備考〕 １．１号、２号において、教育委員会、保育所又は学校に準じるものが、園児、児童、生徒及び学生等の　ために教育的、文化的な催し物を行うときも同様とする。 ２．１号、２号において、鑑賞を目的として園児、児童、生徒、学生が出演しない場合は、「入場料1,000円以下」の使用料とする。 ３．６号においては、主として当該団体が出演又は出品する場合とする。		

３　利用料金を減免する施設設備は、次のとおりとする。

（１）１号から６号及び８号に該当するものが利用する大ホール、中ホール、楽屋、リハーサル室、展示ホール、多目的ホール、大会議室、会議室、和室及び設備器具。

（２）７号に該当するものが利用する楽屋、リハーサル室、会議室、和室及び設備器具。

４　減免の算定は、正規の利用料に減免率を乗じて減免額を算定し、正規の利用料から減免額を差し引いて算出する。ただし、10円未満は切り捨てとする。

（利用料金の還付　条例第16条）

第６条　利用者が、利用開始する日以前に利用の中止を申し出たときの利用料金の還付については、次のように定め、利用料還付申込書（様式第７号）を理事長に提出しなければならない。

２　条例第16条第１項及び第２項に該当するときは、利用料の全額を還付する。

３　条例第16条第３項に該当するときは、以下による。

種　　類	利用中止を申し出た日	還付する額
大ホール、中ホール及び楽屋並びにこれらの施設に付帯する設備	利用開始の日の前日から起算して６月前まで	８割相当額
	利用開始の日の前日から起算して１月前まで	５割相当額
リハーサル室、展示ホール、多目的ホール及び大会議室並びにこれらの施設に付帯する設備	利用開始の日の前日から起算して６月前まで	８割相当額
	利用開始の日の前日から起算して１月前まで	５割相当額
その他の施設又は設備	利用開始の日の前日から起算して７日前まで	８割相当額
	利用開始の日の前日から起算して３日前まで	５割相当額

（利用受付時間）

第７条　施設の利用を受付する時間は、原則として９時から午後７時とする。

２　利用受付開始日の受付方法は、来館者受付を９時から行い、利用希望日が重複した場合は抽選とする。また、電話等の受付は午後１時から先着順で行う。

（利用料の算定と解釈について　条例の備考、施行規則第４条）

第８条　利用料を算定する基準は、条例の備考、施行規則第４条により定める。

２　「入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）」については、入場料は徴収しないが、入場料に相当する金員を徴収する場合は「入場料等」と見なし、次の場合も同様とする。

（１）商品の売上げにより招待券等を発行し入場させる場合。

（２）不特定の者を対象に聴講料、受講料、テキスト代等の一定の金員を支払わなければ入場させない場合。ただし、国、地方公共団体が行う場合はこの限りではない。

（３）その他前各号に準じる場合。

３　「入場料を徴収しないが営利を目的（以下「営利目的」という。）」の解釈については、個人や団体等が何らかの利益を得ることを目的として利用する場合とする。ただし、それらの場合であってもその内部のみを対象とする利用は非営利とする。

４　「入場料区分」については、消費税を含む入場料金の最高額により区分する。営利目的の場合及び商品の売上げにより招待券等を発行して入場させる場合、また会員制度による鑑賞団体が利用する場合には「1,001円～3,000円の入場料を徴収する場合」の区分とする。

５　冷暖房期間における冷暖房料金の算定は、基準利用料の合計額の３割相当額を加算する。

６　「本番」の解釈については、舞台装置又は展示物等の設営が終わり、観客が入場できる状態又は入場し鑑賞できる状態をいう。

７　「準備」の解釈については、本番開始前の会場設営又は本番終了後の片付け等の予備的な状態とし、この状態が各時間帯区分のいずれかを満たした時間帯を「準備扱い」といい、条例備考５を適用する。また、これに係る設備器具料は徴収しない。なお、類似する状態については次のとおりとする。

（１）リハーサルについては、舞台装置等を使用しておおむね本番同様の練習等をする状態とし、利用

料は準備扱いとするが、設備器具利用料は徴収する。

（2）本番に連続しないリハーサルについては、本番日の前日から起算して14日前までは本番と同じ料金区分とし、15日以前は「無料・非営利」の料金区分とする。いずれも準備利用扱いとし、設備器具利用料も徴収する。また、本番を会館で行わない場合のリハーサル利用も同様とする。

（3）連続して利用する場合に、確保する夜間の時間帯（18:00～22:00）で、全く利用しない場合については大ホール、中ホール及び会議目的の展示ホール、多目的ホール、大会議室は準備利用扱いとし、設備器具利用料は徴収しない。

8　展示ホール、多目的ホール、大会議室を楽屋及び控室として利用する場合については、主たる利用施設の利用目的にかかわらず「無料かつ非営利の全額」の利用料とする。

9　延長する「１時間までごと」についての算定は次のとおりとする。

（1）当該時間帯の前に延長する場合は、その延長する時間の直後の時間帯を、また該当時間帯の後に延長する場合は、その延長する時間帯の直前の時間帯を基準料金とする。

（2）夜間の時間帯の延長が午前９時に達する場合の基準料金は、夜間の時間帯とする。

（3）開館時間外へ延長する場合の冷暖房料は、冷暖房の実施に合わせて徴収する。

10　料金等の改定による変更に係る差額計算については、時間等の変更により差額が発生する場合においては、納入済みの旧料金と納入予定の新料金との差し引き計算は行わず、変更する部分のみを新料金で計算し差額とする。

（設備料金　施行規則第４条）

第９条　設備料金は、別表２とし、利用が認められたときから算定する。ただし、リハーサル利用を除く準備時間における利用は算定しない。

2　実費について

料金表に記載していない白布や、照明用カラーフィルター等の消耗品、また分電盤から使用する電気料金は実費を徴収する。

3　展示目的で利用する料金について

展示ホール、多目的ホール、大会議室を展示目的で利用する際には、机30脚、イス40脚までは基本利用料に含むものとして徴収しない。

附　　則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成２２年７月１日から施行する。